

景観形成の取組に関する調査(補足調査)

(景観地区に関する項目)

問1.景観地区の概要について

(1) 景観地区の面積等

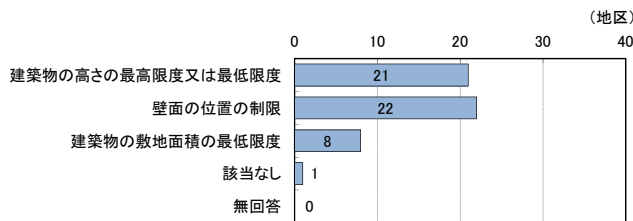
景観地区の名称・面積・決定日

景観地区名	面積(ha)	決定日
北海道ニセコ町	ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地区景観地区	1,206 H21.5.18
北海道倶知安町	ヒラフ高原景観地区	2,298 H20.3.7
岩手県平泉町	平泉町景観地区	774 H21.4.1
東京都江戸川区	一之江境川親水公園沿線景観地区	19 H18.12.26
神奈川県鎌倉市	鎌倉景観地区	225 H20.3.1
神奈川県鎌倉市	北鎌倉景観地区	7 H20.3.1
神奈川県藤沢市	江の島地区	約38.4 H19.4.1
神奈川県藤沢市	湘南c-X(シークロス)地区	約24.7 H19.4.1
岐阜県各務原市	グリーンランド柄山景観地区	6 H20.4.1
岐阜県各務原市	テクノプラザ景観地区	64 H19.3.31
静岡県沼津市	沼津市アーケード街	1 昭和28.4.7 (美観地区)
静岡県熱海市	熱海市東海岸町景観地区	13 H19.12.28
三重県伊勢市	内宮おはらい町地区	6.7 H21.10.1
京都府京都市	山ろく型美観地区	約138 H23.4.1
京都府京都市	山並み背景型美観地区	約303 H23.4.1
京都府京都市	岸辺型美観地区	約92 H23.4.1
京都府京都市	旧市街地型美観地区	約1,143 H23.4.1
京都府京都市	歴史遺産型美観地区	約543 H23.4.1
京都府京都市	沿道型美観地区	約135 H23.4.1
京都府京都市	市街地型美観形成地区	約648 H23.4.1
京都府京都市	沿道型美観形成地区	約429 H23.4.1
兵庫県芦屋市	芦屋景観地区	約1,857 H22.11.1
兵庫県芦屋市	芦屋川南特別景観地区	約22.5 H22.11.1
和歌山県高野町	高野山景観地区	78 H21.3.9
鳥根県松江市	塩見縄手地区	約3.9 H19.4.1
岡山県倉敷市	倉敷市美観地区	21 H17.6.1
広島県尾道市	尾道市景観地区	200 H19.4.1
大分県大分市	大分城址公園周辺地区	34 H20.7.1
大分県大分市	西大分港周辺地区	14 H23.4.1
沖縄県石垣市	観音堂地区	68 H19.12.7
沖縄県石垣市	川平地域景観地区	1,850 H22.3.12
沖縄県石垣市	獅子森景観地区	3 H23.2.1
計	32地区 18団体	

(2) 景観地区における制限の内容

1) 景観地区の選択事項(複数選択可)

景観地区の選択事項



(3) 景観地区工作物制限条例の内容(名称、制定年月日)をお知らせください。

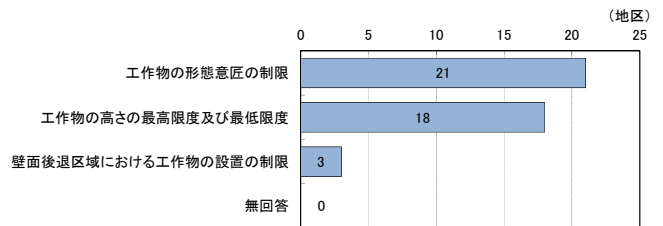
景観地区工作物制限条例の名称・制定日

北海道ニセコ町	ニセコ町景観地区条例(平成21年6月)
岩手県平泉町	平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例(平成21年4月)
神奈川県藤沢市	藤沢市都市景観条例(平成19年12月)
三重県伊勢市	伊勢市景観条例(平成21年3月)
京都府京都市	京都市市街地景観整備条例(昭和47年4月(平成22年12月改正))
兵庫県芦屋市	芦屋市都市景観条例(平成21年3月(平成22年9月改正))
和歌山県高野町	高野町景観条例(平成20年12月)
鳥根県松江市	松江市景観条例(平成19年3月)
岡山県倉敷市	倉敷市美観地区景観条例(平成17年6月)
広島県尾道市	尾道市景観条例(平成18年9月)
沖縄県石垣市	石垣市景観地区条例(平成20年3月)
計	11条例(延べ21条例・21地区)

注:京都市は8景観地区とも「京都市市街地景観整備条例」、藤沢市は2景観地区とも「藤沢市都市景観条例」、芦屋市は2景観地区とも「芦屋市都市景観条例」、石垣市は2景観地区とも「石垣市景観地区条例」

2) 制限内容

景観地区工作物制限条例による制限内容



(4) 景観地区開発行為等制限条例の内容

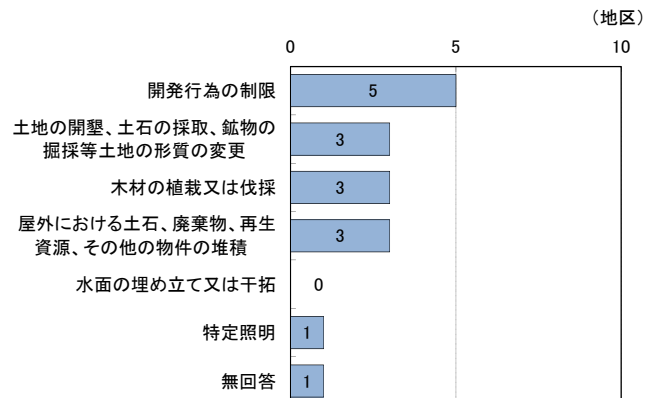
1) 名称、制定年月日

景観地区開発行為等制限条例の名称・制定日

北海道ニセコ町	ニセコ町景観地区条例(H21.6.26)
岩手県平泉町	平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例(H21.4.1)
神奈川県藤沢市	藤沢市都市景観条例(H19.12.26)
三重県伊勢市	伊勢市景観条例(平成21年3.19)
和歌山県高野町	高野町景観条例(H20.12.18)
沖縄県石垣市	石垣市景観地区条例(H20.3.24)
計	6条例(延べ6条例・6地区)

2) 制限内容

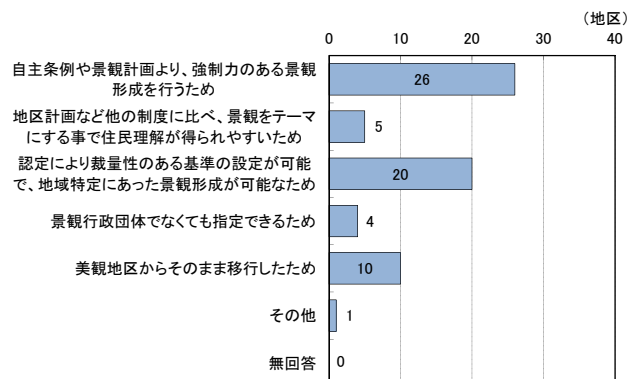
景観地区開発行為等制限条例による制限条例



問2. 景観地区の指定経緯についてお尋ねします。

(1) 当該地域において景観地区が最適の制度と判断した理由(複数選択可)

景観地区が最適と判断された経緯



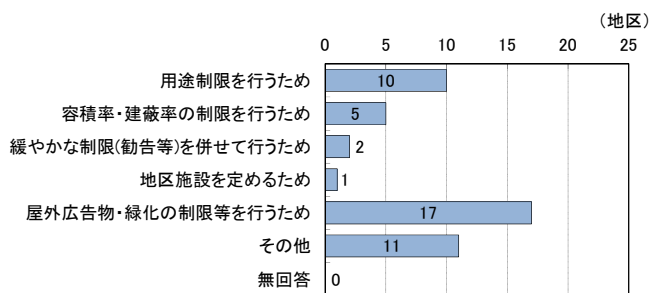
(2) 他制度との併用状況
1) 併用している制度の名称

景観地区と併用している他制度の名称

	景観地区名	併用している制度の名称
・北海道ニセコ町	ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地区景観地区	特定用途制限地域
・北海道倶知安町	ヒラフ高原景観地区	特定用途制限地域
・東京都江戸川区	一之江境川親水公園沿線景観地区	地区計画
・神奈川県鎌倉市	鎌倉景観地区	鎌倉市都市景観条例
・神奈川県藤沢市	江の島地区	地区計画
	湘南c-X(シークロス)地区	地区計画、屋外広告物条例
・岐阜県各務原市	グリーンランド柄山景観地区	景観形成委員会
	テクノプラザ景観地区	地区計画、景観協定
・静岡県熱海市	熱海市東海岸町景観地区	特別用途地区、屋外広告物条例
・三重県伊勢市	内宮おはらい町地区	高度地区(甲種)、伊勢市景観計画における重点地区、三重県屋外広告物条例
・京都府京都市	山ろく型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	山並み背景型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	岸辺型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	旧市街地型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	歴史遺産型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	沿道型美観地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	市街地型美観形成地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
	沿道型美観形成地区	京都市屋外広告物等に関する条例、京都市眺望景観創生条例
・島根県松江市	塩見縄手地区	松江市屋外広告物条例
・岡山県倉敷市	倉敷市美観地区	伝統的建造物群保存地区(文化財保護法による)
・広島県尾道市	尾道市景観地区	尾道市屋外広告物条例
・大分県大分市	大分城址公園周辺地区	地区計画
・大分県大分市	西大分港周辺地区	地区計画
・沖縄県石垣市	観音堂地区	地区計画
・沖縄県石垣市	獅子森景観地区	特定用途制限地域
計	25地区	22制度

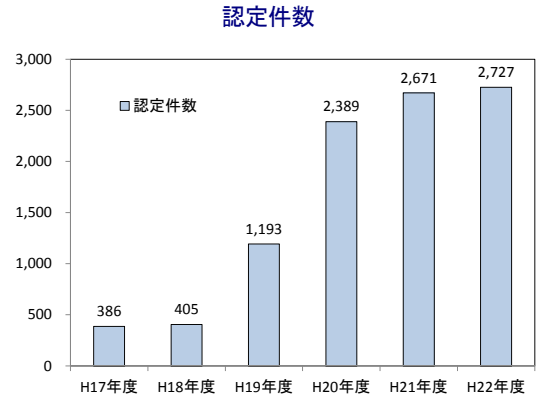
2) 併用している理由(複数選択可)

他制度を併用している理由



問3. 認定等の運用状況

(1) 認定件数

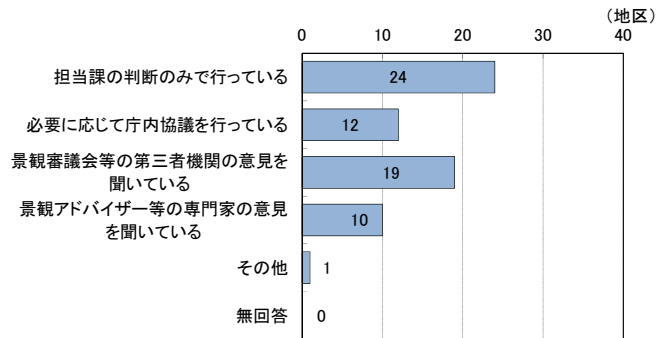


特例認定を行った件数: 2件(H21年度)

不認定件数: 1件(H21年度)

(2) 認定等に際して、行っている取組み(複数選択可)

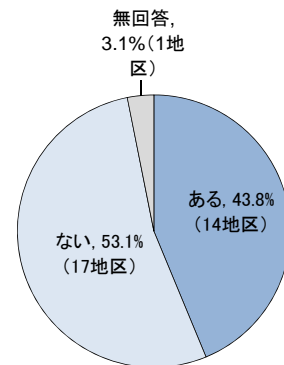
認定等に関する取組み



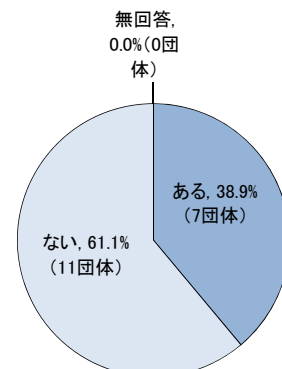
(3) 基準を満たさない可能性があるかと判断した案件の有無

基準を満たさない可能性があるかと判断した案件の有無

※景観地区数で集計した場合



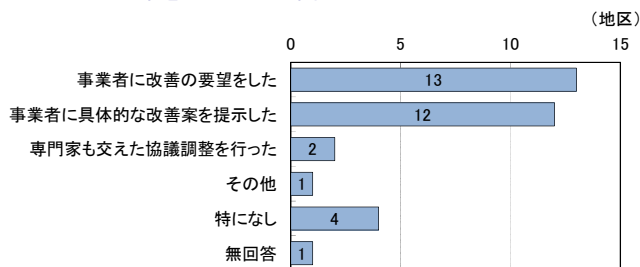
※景観地区指定団体数で集計した場合



(4) 対象: (3)で「基準を満たさない可能性がある」と判断した案件があると答えた市町村

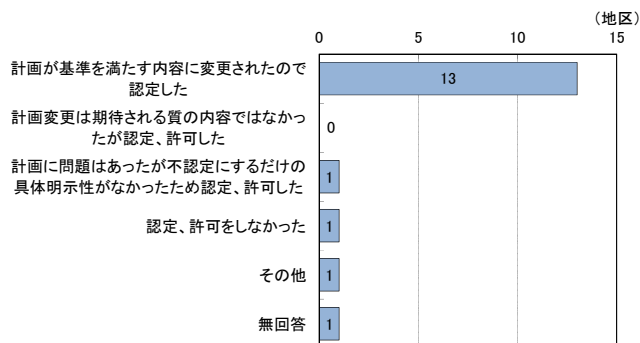
1) その後の取組み(複数選択可)

基準を満たさない案件への対応後の取組み



2) 最終的に取り組んだ結果(複数選択可)

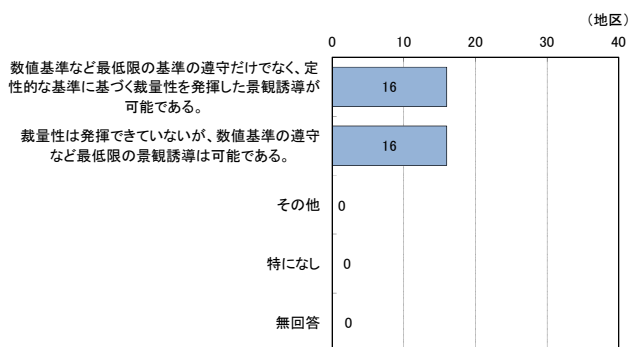
取組みの結果



問4 認定制度の効力と運用課題について

(1) 認定制度の効力

認定制度の効力



(2) 認定制度の運用上の課題(複数選択可)

認定制度の運用上の課題

